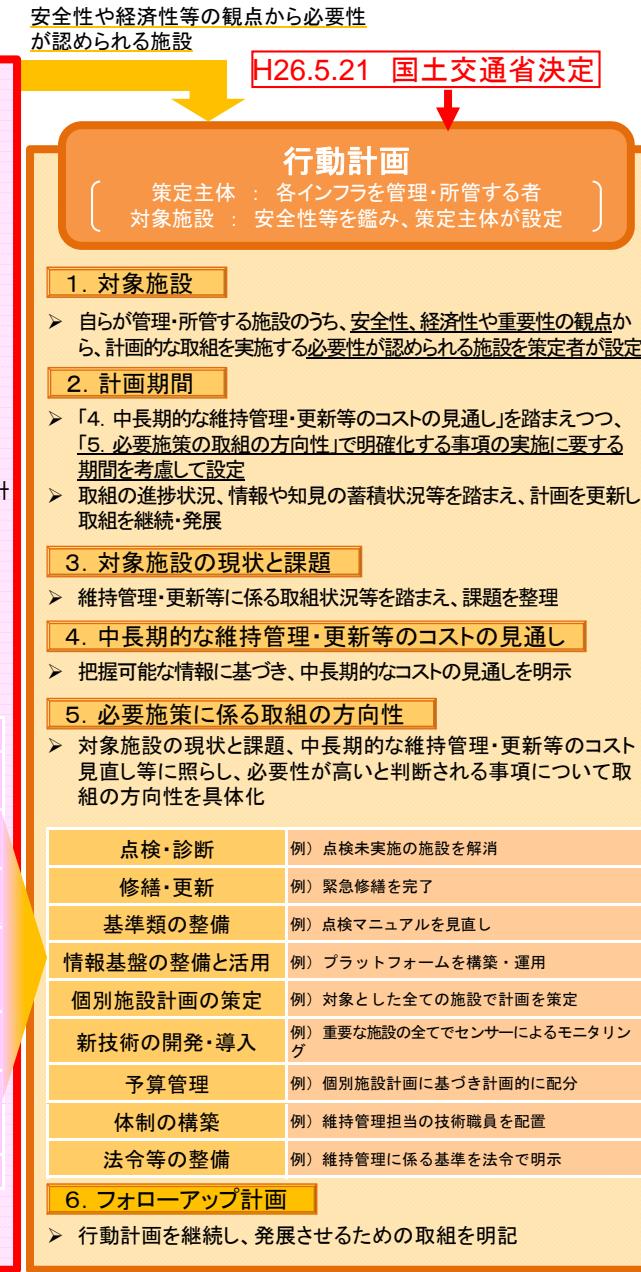
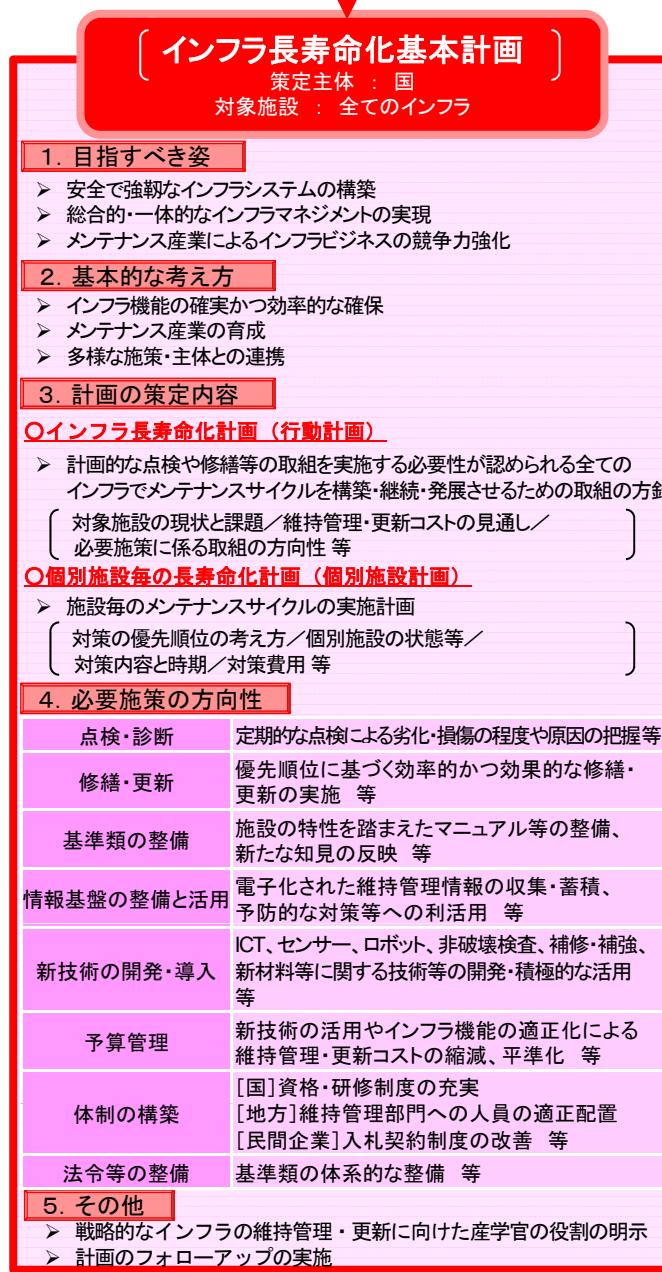


インフラ長寿命化基本計画等の体系(イメージ)

H25.11 政府(関係省庁連絡会議)決定



点検計画について

平成25年度

今回策定を依頼する「点検計画」は平成27年度以降は「個別施設計画」に包含される。

※
策定済

基本計画

(H25.11関係省庁連絡会議策定)
「各インフラの管理者は、……
個別施設計画ができるだけ
早期に策定する」

社会资本整備重点
計画(H24.8閣議決定)
「全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率
H28年度末で100%」

一部
※
策定済

※長寿命化修繕計画

平成26年度

7/1
省令
施行

点検計画策定依頼

点検計画の策定

- ・H26年内を目途に橋梁、トンネル、大型の構造物の点検計画(5年間)を策定

定期
点検
実施

個別施設計画策定依頼

行動計画(H26.5国土交通省策定)

個別施設計画の策定施設、スケジュールを明記

【国土交通省管理】

橋梁

トンネル

大型の構造物

※既存の橋梁長寿命化修繕計画をもって個別施設計画とする

点検計画

点検計画

点検計画

【自治体等管理】

橋梁
(橋長15m以上)

橋梁
(橋長15m未満)・
トンネル・大型の構造物

点検計画

点検計画

点検計画

平成27年度

個別施設計画の策定

- ・上記の点検計画をベースに、H26点検結果、H31以降5年間の点検計画、H26以降10年間の修繕計画の追加・見直しを行い、個別施設計画を策定

H31
以降の
点検計画

修繕計画

H31
以降の
点検計画

修繕計画

H31
以降の
点検計画

修繕計画

H31
以降の
点検計画

修繕計画

平成28年度

個別施設計画の追加・修正

- ・点検結果の追加及びそれを踏まえた修繕計画の追加・見直し

～H27
策定

～H28
策定

～H28
策定

～H32
策定

防災・安全交付金 社会資本整備総合交付金交付要綱

交付要綱附属第2編 交付対象事業の要件 p.357

3. 改築（老朽化対策を主たる目的として行う更新事業に限る。）及び修繕に関する事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

① 地方公共団体において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定していること。

ただし、平成29年度以降の措置とする。

② 橋梁、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）に係る事業にあっては、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づく、近接目視による定期点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であって、「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」に基づくものであること。

ただし、橋梁（橋長15m以上のものに限る。）にあっては平成29年度以降の措置とし、橋梁（橋長15m未満のものに限る。）、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）にあっては平成33年度以降の措置とする。